

海外経済要録

国際機関

◇「借入に関する一般協定」へのスイスの参加

IMFの発表によれば、6月11日付けでスイスがIMFの「借入に関する一般取決め」(注)に参加し、同取決め加盟10か国との個別協定により総額865百万スイス・フラン(約2億ドル)を拠出しうる態勢になった。これにより、スイスは加盟10か国から要請があれば、双務協定を締結のうえ、IMFを経由せずに、当該国に直接貸付を行ない、あるいは当該国との間でスワップを行なうことになる。

IMFは、上記「取決め」の理事会決定(1962年1月)以前から、IMF非加盟国であるスイスに対して「取決め」への参加を要請していたが、さる5月1日に至ってスイスにおいて同取決め参加に関する国内法が発効、これに基づきシェバイツァーIMF専務理事とツェンダー駐米スイス大使との間で文書交換が行なわれた結果、今回の発表となったものである。

(注)「借入に関する一般取決め(General Arrangements to Borrow)」は、IMF資金補強のため1962年1月5日IMF理事会で決定されたもので、同年10月24日発効。その内容は主要工業国10か国(米国、英国、西ドイツ、フランス、イタリア、日本、カナダ、オランダ、ベルギー、スウェーデン)が総額60億ドルのスタンダード・クレジットをIMFに対し約束しておき、必要な場合にはIMFが実際に借入の上、取決め参加国に貸し付けようとするものである。国別割当額などは下表のとおり。

	割 当 額	参 加 日
米 国	20 億 ドル	1962. 10. 24
英 国	10	〃 5. 18
西 ド イ ツ	10	〃 6. 19
フ ラ ン ス	5.5	〃 6. 19
イ タ リ ア	5.5	〃 3. 28
日 本	2.5	〃 5. 25
カ ナ ダ	2	1964. 1. 29
オ ラ ン ダ	2	1962. 8. 13
ベ ル ギ 一	1.5	1963. 1. 24
ス ウ ェ ー デ ン	1	1962. 8. 1
合 計	60	

米州諸国

◇米国、IMF資金の第2回引出しを実行

財務省は、昨年7月IMFと締結した5億ドルのスタ

ンドバイ取決めに基づき、5月28日、125百万ドルの外国通貨(ドイツ・マルク70百万ドル、フランス・フラン55百万ドル)の引出しを実行した旨発表した。これは2月13日(125百万ドル)に続く第2回目のもので、その目的は前回同様、IMFに返済をしようとする他の諸国に対しドル対価で所要外国通貨を売却することにある(2月号「要録」参照)。

なお、6月10日米国とフランスとの間に、今回米国が取得したフランのうち50百万ドルについて短期のドル対フランのスワップ取引を行なう旨の合意が成立したが、これは米国がIMF返済国に対しフランを売却するまでの期間の一時的なフラン運用措置としてとられたものである。

◇米国、1964年第1四半期の金売買高

米国財務省は6月2日、本年第1四半期における外国公的機関との金売買高を発表した。それによると、主として金プールの米国分シェアとみられる英國からの買入れが約1億ドルに上ったこともあって、純売却額は28百万ドルと、四半期平均としては1957年以来の最低を記録した。国別内訳は別表のとおりであるが、このうち対西ドイツ売却額と対イタリア買入額が各2億ドルと見合っていることが注目されよう。

1964年第1四半期の米国金売買高

(ーは米国の純売却、+は純買入れ。単位・百万ドル)

	1964年 第1四半期	1963年 四半期平均	1962年 四半期平均
英 国	+ 109	+ 82	- 97
フ ラ ン ス	- 101	- 130	- 114
西 ド イ ツ	- 200
イ タ リ ア	+ 200
オーストリア	- 32	- 21	- 36
そ の 他	- 4	- 29	+ 39
合 計	- 28	- 98	- 208

欧洲諸国

◇西ドイツ、工業製品輸入関税の引下げ案否決

西ドイツ政府は、5月13日の閣議において、当面の対外収支黒字累積基調に対処し、貿易収支黒字削減をねらい工業製品輸入関税の大幅引下げ法案を決定、直ちに連邦議会に上程した(前月号「要録」参照)。

ところが、政府案に対して国内の一部産業界(織維、皮革関係)が強い反対の意向を示し、議会筋に積極的な働きかけを行なったことに加え、EEC諸国にも西ドイ

ツの独走的関税引下げは必ずしも好ましくないとする空気が強かった。こうした内外での反響もあって、連邦議会外國貿易委員会(Aussenhandelsausschuss)は、6月11日の審議において、E E C域内関税の引下げに関する条項を除き、政府案をほぼ全面的に否決した。なお、同委員会を通過したE E C域内関税の引下げは、もともとローマ条約(第14条)に定められていた工業製品に対する域内関税引下げ(1964年末までに基準関税の10%を引き下げる)を6か月繰り上げ、本年7月1日以降実施しようとするものにすぎず、このため政府案は、事実上ほとんど所期の効果を期しえないこととなった。

こうした情勢の推移から、政府が物価統騰など国内景気過熱傾向に対処し、今後局面の打開をどうはかていくか大いに注目されている。

◆フランスの1963年経済計算と1964年の見通し

フランス政府は5月下旬「1963年の経済計算と1964年の見通し」を発表した。その概要は次のとおり。

まず昨1963年のフランス経済の特色は、①輸入の伸びが輸出の伸びをはるかに上回ったこと、②個人消費の伸びが異常に大きかったこと、③投資の伸びが鈍化したこと、④物価上昇がきわめて顕著であったこと、の4点である。とくに、企業の総資本形成の伸び率が1959~62年間の年平均9%に対して1963年には5.7%に鈍化したことなどが注目されるが、この理由は①コストの上昇によって企業利潤が縮小したうえ、金融引締めによって企業の資金調達が困難になったこと、②1959~62年まではフランスの企業はE E Cにおける市場の拡大に適合することを主たる目的として急速に設備投資を進めてきたが、いまやE E Cは第2の局面にはいり域内産業間の競争が一段と激化し、E E C諸国全体としての生産能力が需要を上回るに至ったため、企業家の投資態度が著しく慎重化してきたこと(とくにエネルギー、金属、化学などの基幹部門)の2点にある。

貿易に関しては、フランスはE E Cに加盟したことによって短期的な利益を得たけれども、対外競争力を長期にわたって維持するための努力は十分には払われていなかった。このため若干の産業部門では業容の縮小、従業員の解雇などが問題となっている。したがって、フランス産業が対外競争に打ち勝つためには、技術革新による合理化、マーケットリサーチなどに今まで以上の努力が必要である。

昨1963年の国際収支は資本取引の受超を主因に黒字を記録したが、このことは諸外国の対フランス投資がフランスの対外投資より多かったことを意味しており、債務

負担が増大した点で将来に問題を残している。

明1964年の見通しについて、第4次近代化計画(1962~65年)では成長率を6%としているが、これを達成するためには公共投資の大幅な増加が必要であり、その場合は経済の均衡維持が困難になると予想されるので、これを修正して4~5%とすべきである。第4次計画の目標は至上命令ではない。それよりも大事なことは、すみやかに経済の安定を達成したうえできたるべき第5次計画を発足させることである。

フランスの国民経済計算

	1963年実績		1964年見通し		1965年見通し	
	(百萬) 前年比 実質 (%)	(百萬) 前年比 実質 (%)	(百萬) 前年比 実質 (%)	(百萬) 前年比 実質 (%)	(百萬) 前年比 実質 (%)	(百萬) 前年比 実質 (%)
資源の供給	392,606	6.0	427,169	5.4	3.2	5.2
総国内生産	349,073	4.8	377,510	4.5	3.4	4.5
輸入	45,533	17.2	49,659	12.2	1.7	10.4
資源の使用						
消費費	264,732	6.5	287,178	4.7	3.6	4.7
うち個人	247,822	6.4	269,275	4.8	3.6	4.6
公共	15,265	8.5	16,103	3.0	2.4	4.8
総資本形成	77,663	5.9	83,808	4.1	3.7	4.0
うち企業(金融機関を除く)	54,336	5.7	57,756	3.0	3.2	3.5
個人	13,155	4.4	14,620	5.3	5.6	3.0
公共	9,820	9.6	11,052	8.9	3.3	9.1
在庫増加	4,183	—	4,943	—	—	—
輸出	41,158	9.0	46,067	10.9	0.9	9.5
純サービス支出	4,870	3.9	5,173	5.4	0.8	4.4

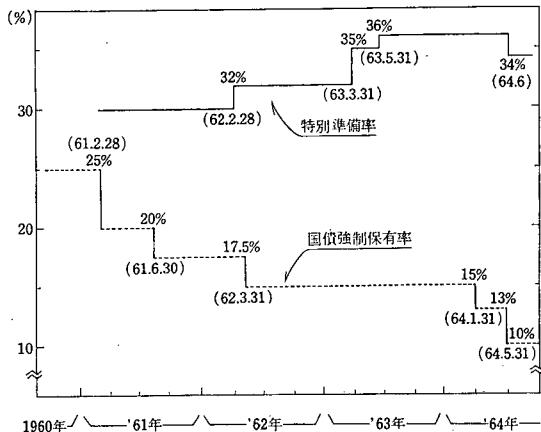
◆フランス、国債強制保有率と特別準備率の引下げ

国家信用理事会は5月20日、銀行に対する国債強制保有率を従来の13%から10%に引き下げ、5月31日から実施することを発表した。この措置は本年初来進められている金融正常化の線に沿ったもので、国庫の金融市場への依存度を減らすことによって民間金融部門の利用可能資金量を増大させ、ひいては市中金利の変動をより弾力化することを目指したものとされている。緊縮財政実施に伴い国庫の資金繰りが緩和してきたことが、このような正常化措置の実施を可能にした背景である。

また国家信用理事会は6月4日、特別準備率の引下げ(36→34%)を発表した。これは6月中銀行券需要が急増、金融市場が一段とひっ迫し、市中銀行のフランス銀行依存度が増大して高率適用の対象となるものが増加すると予想されたため、こうした事態を少なくするための季節的調整措置としてとられたもので、金融引締め政策の基調の変化を意味するものではない(詳細は「国別動

向」参照)。なお6月25日、さらに33%への引下げを決定したがこれも同様の趣旨によるものである。最近の流動性規制措置の推移は下図のとおりである。

流動性規制措置の推移



オランダ銀行の公定歩合再引上げ

オランダ銀行はさる6月3日公定歩合を0.5%引き上げ、4日から実施に移した(同行は本年1月にも0.5%の引き上げを行なっている)。今回の措置により、今後同行の公定歩合は次のとおりとなる。

割引歩合 4.5% (引上げ前 4.0%)

貸付歩合 5.0% (〃 4.5%)

当座貸越など

個人向け 6.0% (〃 5.5%)

その他向け 5.0% (〃 4.5%)

今回オランダ銀行が公定歩合の再引上げに踏み切った背景には、昨年来の物価・賃金の高進傾向が本年にはあっても一向に鎮静化せず、このため貿易収支も悪化を続いていること(1~4月の赤字5.4億ドルは、昨年中の赤字10億ドルの半分以上)、他方金融面でも市中貸出がオランダ銀行による規制額を大幅に上回り続けていること(本年1~4月の貸出増加額は昨年1~6月末平残の5%以内と規制されていたが、実績は規制額を1億ギルダー以上上回った)、などの情勢があるものとみられている。

なお、国内金融界では、前記のような経済情勢の推移もあり、公定歩合再引上げを早晚必至とみていたが、6月は納税、決算期などの関係から金融が著しくひっ迫するといった季節的要因もあるため、再引上げは早くても7月ないしは8~9月ごろとの観測が強かった模様であり、今回の措置をやや意外の感をもって受けとっていると伝えられる。

◇オランダ銀行の市中貸出規制

オランダ銀行は、かねてから市中銀行との協定に基づき、市中各行の貸出の最高限度額を規制してきたが(昨年8月末以降実施、実施期間は4ヶ月ごとに更新)、当面の経済情勢悪化にかんがみ、このほどこれをさらに延長、本年5~8月の貸出(各月末残高)について規制額を決めた。これによると、同期末の市中貸出については、4月末残高に対して純増を認めないことになっている。前回(本年1~4月)は、昨年1~6月の各月末平均残高の5%以内で期中貸出純増を認めたのに対し、上記のように今回は期中純増を認めていないが、これは5~8月が6月を除き概して資金需要の鎮静期に当たるといった事情を勘案したものである。

もともと、オランダでは信用制度管理法に基づき、1960年にオランダ銀行と市中銀行(商業銀行、農業銀行)代表機関との間に市中貸出の最高限度額規制に関する協定が締結され、1961年以降実施されていたが、1963年1月公定歩合引下げ(7日4.0%→3.5%)の際停止された。ところが、昨年央来国内にインフレ圧力が顕現化したため、同年10月17日本規制措置を復活(8月末以降に遅及実施)、今日まで継続されている。復活以後の規制内容の骨子は次のとおり。

①1963年1~6月の各月末平均貸出残高を100とし、各月末の残高を下記の範囲内に抑える。

1963年8月末	104%	1964年4月末	113.0%
9 〃	105	5 〃	113.5
10 〃	106	6 〃	114.0
11 〃	107	7 〃	113.5
12 〃	108	8 〃	113.0
1964年1 〃	109.5		
2 〃	111.0		
3 〃	112.0		

②市中銀行総体の過去3か月の月末貸出平均残高が、上記①の各月末最高貸出限度額の平均を上回った場合には、同様の超過貸出を行なった個々の銀行は、その超過相当額の全部ないし一部をオランダ銀行に対し無利子預金のかたちで預入しなければならない。その場合、中央銀行に対する強制預入は、過去3か月の最後の月の翌々月央から1か月間について行なわれる(たとえば、本年2~4月の超過額は109百万ギルダーと伝えられているが、この場合は109百万ギルダー全額を6月15日~7月14日まで預入することとなる)。ただし、強制預入額は1か月間の平残で達成すれば足りる。

◇オランダ、商業銀行の合併

さる 6 月上旬、オランダ 4 大商業銀行中 Nederlandsche Handel-Maatschappij N. V. と De Twentsche Bank N. V. および Amsterdamsche Bank N. V. と Rotterdamsche Bank N. V. の 2 件の合併があいついで発表された。これら 4 行がそれぞれ合併に踏み切ったのは、①欧州経済統合の進展に伴い各國の企業経営規模が大きくなっていること、②国内貯蓄銀行、農業銀行などが最近とみに商業銀行の業務分野に進出し、また商業銀行間の競争も激化していること、などから 4 大銀行としても合併を通じた業務の合理化により、金融情勢の新局面に対処せざるを得なくなつたためであるとみられる。

なお、上記 4 行の合併前の経営規模は次のとおり。

	1963年末 資産総額	1961年末 預金残	現行支店 概数
{ Amsterdam	867百万ドル	646百万ドル	250
{ Rotterdam	631	453	350
{ Handel-Maatschappij	842	619	120
{ De Twentsche	528	398	200

(注) Amsterdam と Rotterdam の合併後の新銀行は Amsterdam-Rotterdam Bank N. V. と命名される。新旧株式の交換比率は Amsterdam 株式は 1 対 1、Rotterdam 株式は 1 株に対し 1 新株(プラス額面千ギルダーにつき)50 ギルダーとなっている。この交換比率の相違は、合併前 Amsterdam が増資を行ない同行既存株主は新規発行株(額面発行)の優先割当を受けたことを反映させたものである(なお、Handel-Maatschappij と De Twentsche の合併実施に伴う新旧株式交換比率については、詳細不明)。

◇スイス、消費者信用の規制強化

スイス政府はさる 5 月 27 日、現在の景気過熱傾向に対処し、消費需要抑制を目的とする消費者信用規制の強化を決定した。その骨子は、①頭金率の引上げ(20%→30%)、②信用供与期間の短縮(30か月→24か月)の 2 点である。ただ、家具および自動車関係は、例外措置として、前者については頭金率 20%、期間 36か月、後者については頭金率 35%、期間 18か月と定められた。なお今回の措置は、6 月 1 日以降実施されている。

◇スイス、中期金利の上昇

スイスでは昨年央來の景況活発化を映じ、本年初以降資金需給はとみにひつ迫、このためコール・レート、一流商業手形割引金利などの高騰(前月号「要録」参照)に続き、最近中期金利(中心は金融債金利)も追随的に上昇傾向を示はじめた。すなわち、さる 4 月末 5 大銀行および州法銀行(Kantonalbank)は、期間 5 年以上の金融債の表面金利を従来の 4% から 4 1/4% に引き上げることを決め、5 月以降実施した。こうした短期および中期金

利の上昇から、長期事業債の金利も、早晚現行の 4 1/4% から 4 1/2% に引き上げられるものと予想されている(なお、本年第 1 四半期中の民間証券発行総額は 11.2 億フランと前年同期に比し 40% も増加している)。

◇デンマーク国民銀行の公定歩合引上げ

デンマーク国民銀行は 6 月 10 日公定歩合を 5.5% から 6.5% に引き上げ、翌 11 日から実施した。

デンマークでは、一昨年央から昨年初めにかけて購買税の新設、賃上げ抑制、配当制限など一連のインフレ対策を実施した結果、昨年中経済情勢は安定し、これがため公定歩合は昨年 8 月と 11 月の 2 回にわたり、0.5%ずつ引き下げられた。しかし、本年にはいってから下記のごとく物価、賃金の上昇、貿易収支の悪化などを中心として経済全般にインフレ進展のおそれが漸次高まっているため、本年 2 月、政府が煙草、ビールおよびガソリンの購買税を引き上げたのに続いて、今回の公定歩合引上げに踏み切ったものである。

①昨年央以降安定していた消費者物価は最近上昇に転じ、スライディング・スケールに基づく賃金上昇の引上げが行なわれていること(本年 4 月賃金指数は昨年 10 月比 2.9% 増)、②貿易収支の赤字は本年第 1 四半期 812 百万クローネと、前年同期 387 百万クローネの倍以上の悪化を示していること、③金融面でも最近市中金融機関の貸出増加が顕著であること(本年 3 月末貸出残高は昨年 10 月比 5.8% 増)。

なお、政府ではこのほど政府が起債認可権をもつ大地方公共団体および公團による長期外債の新規発行を認めない(ただし、現在起債交渉中のものを除く)こととした。

同國の外債発行は最近かなりの額に上っているが(本年 1~5 月間 5 件、69 百万ドル)、このすべては政府が起債認可権をもつ大地方公共団体および公團の起債で、国民銀行が認可権をもつ中小地方公共団体および一般民間企業の起債は従来からの同行の方針によりいっさい認められていない。したがって、今回の政府の措置は国民銀行の外資流入規制と歩調を合わせ、外資流入による国内流動性の増加を抑制しようとするものとして注目される。

アジアおよび大洋洲諸国

◇対インド債権国会議の開催

インドの第 3 次 5 カ年計画第 4 年度(1964 年 4 月~1965 年 3 月)に対する援助額を決める債権国会議が世銀主催の下に、5 月 26 日、ワシントンで開催された。本会議ではインドが少なくとも前年度並みの援助を要請したの

に対して、一部西欧諸国は国際収支の悪化を理由に援助の削減を強く主張し、結局援助総額は前年度比24百万ドル減の1,028百万ドル(うち日本60百万ドル)と決定した。

本年度の国別援助約束額を前年度と比較すると、増加したのはカナダのみで、米、英、フランスは前年度並み、日本、西ドイツ、イタリアなどはいずれも減少しており、とくにベルギーの援助供与の中止が注目されている。もっとも、上記援助に当たっては各国とも引き続き

対インド債権国會議の援助約束額

(単位・百万ドル)

	1961年度	1962年度	1963年度	1964年度
世銀・第2世銀	250	200	245	245
米 国	545	435	435	435
その他9か国	500	435	372.1	348
西 ド イ ツ	225	139	99.5	95
英 国	182	84	84	84
日 本	50	55	65	60
イ タ リ ア	0	53	45	36
カ ナ ダ	28	33	30.5	41
フ ラ ン ス	15	45	20	20
オ ラ ン ダ	0	11	11.1	11
ベ ル ギ 一	0	10	10	0
オーストリア	0	5	7	1
合 計	1,295	1,070	1,052.1	1,028

援助条件の緩和に努力するほか、原材料不足から既存設備が十分に活用されていないインドの現状にかんがみ、援助約束額の過半(前年度は約4割)をノン・プロジェクト援助とすることに合意をみるなど、従来からのインド側の要請がかなりとり入れられている。

◆ニュージーランド、賦払信用の規制強化

ニュージーランド政府は、4月24日、賦払信用規則を一部改正し、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ラジオなど耐久消費財(家具類を除く)の頭金率を従来の5%から10%に引き上げた(期間24か月は従来どおり)。

これは羊毛、酪農品など輸出の増加に伴う国内消費の増大から、このところ輸入の増高、物価の上昇が目立つに至ったため採られたものである。

◆ニュージーランド、1964/65年度輸入外貨予算を発表

ニュージーランド政府は、このほど、本年7月1日から始まる1964/65年度の輸入割当額(総輸入の約9割を対象)を前年度比1割減の250百万ニュージーランド・ポンドとする旨発表した。

今回の輸入割当削減の背景としては国内景気の上昇に伴いこのところ輸入の増勢(本年1~3月前年比+18%)が目立ち、国際収支の先行きが懸念されるに至った事情が指摘されている。